

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人の代表者 様

鳥取県西部総合事務所長  
(公 印 省 略)

## 障害福祉サービス事業等の適正な運営について (通知)

障害福祉サービス及び障害児通所支援 (以下「障害福祉サービス等」という。) の提供については、日頃から、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等は介護サービスと同様、公益性の高い事業であり、また、公費である介護給付費等を財源とした事業であることから、当該事業の運営にあたっては、より一層の自覚と規律が求められているところです。

令和 4 年度、当所県民福祉局が実施した実地指導においては、下記 1 のとおり文書指摘を行いました。また、実地指導以外の場面においても、下記 2 のとおり様々な意見や苦情が寄せられているところです。

貴法人におかれましては、法令遵守責任者及び管理者並びにサービス管理責任者、サービス提供責任者及び児童発達支援管理責任者を中心に、サービスの提供及び運営の実態を再度点検するとともに、関係法令、各通知等を遵守するよう、内部で徹底いただくようお願いいたします。

(担当) 県民福祉局共生社会推進課施設指導担当 田辺、門脇

(電話) 0859-331-9314 (ファクシミリ) 0859-34-1392

## 記

## 1 令和 4 年度の実地指導で指摘の多かった項目

項 目	内 容
運営規程について	・運営規程及び重要事項説明書について、整合性がとれないものが見受けられた。
虐待の防止について	・虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていないケースが見受けられた。
身体拘束等の禁止について	・指針の整備や委員会の設置、委員の任命、委員会の定期開催がされていないケースが見受けられた。

## 2 指摘事項以外での案件

項 目	内 容
障がい特性に配慮した対応	・利用者の立場や個別の障がい程度や障がい特性への配慮を欠いた不適切な対応があった。 <具体例> 利用者に対する事実と異なる不適切な説明、利用者への心理的圧力を与えかねない言動 等